

中止または延期する事業に係る国際化推進活動助成金の取り扱いについて

令和5年1月

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止（一部中止を含む）または延期する事業について、助成金の取り扱いを次のとおりとする。

本取り扱いを希望する場合は、「変更・中止・廃止承認申請書（別記第2号様式）」を提出しなければならない。

1 対象となる事業について

令和5年度に採択された事業のうち、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、国・自治体の事業自粛要請や渡航禁止措置及び移動制限に従う等の事由により中止または延期する事業を対象とする。

上記以外の事由により中止または延期する事業は対象としない。

2 助成金額について

- (1) 助成対象は、準備に要した助成対象経費（キャンセル料含む）のうち、助成金を充てることが妥当と判断されるものに限定する。
- (2) 助成金額は、(1)の額に8割を乗じた額とする。
- (3) (2)の額が2万円に満たない場合は、助成金の対象としない。

3 事業の延期について

- (1) 事業を次年度以降に延期する場合は、中止の手続きをとるものとする。次年度以降に再度助成を希望する場合は、改めて交付申請を行うものとする。
- (2) 事業を年度内に延期する場合は、交付要綱第11条により、通常の変更手続きを取るものとする。

4 その他

一部中止した事業のうち、下記のいずれも満たす場合は交付回数に加算する。

- ・年度内に一度でもイベント等を開催しているもの
- ・交付決定額の5割以上の助成金を受領しているもの